

奈良市東部地域等における上下水道施設等  
包括的維持管理業務委託  
提案評価基準

平成30年7月

奈良市企業局

この提案評価基準は、奈良市企業局（以下「本市」という。）が実施する奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである。（これらの書類を総称して、以下「プロポーザル実施要領等」という。）

①公募型プロポーザル方式実施要領

②要求水準書

③様式集

④基本契約書（案）

⑤その他、委託者が公表した書類

⑥上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

## 目次

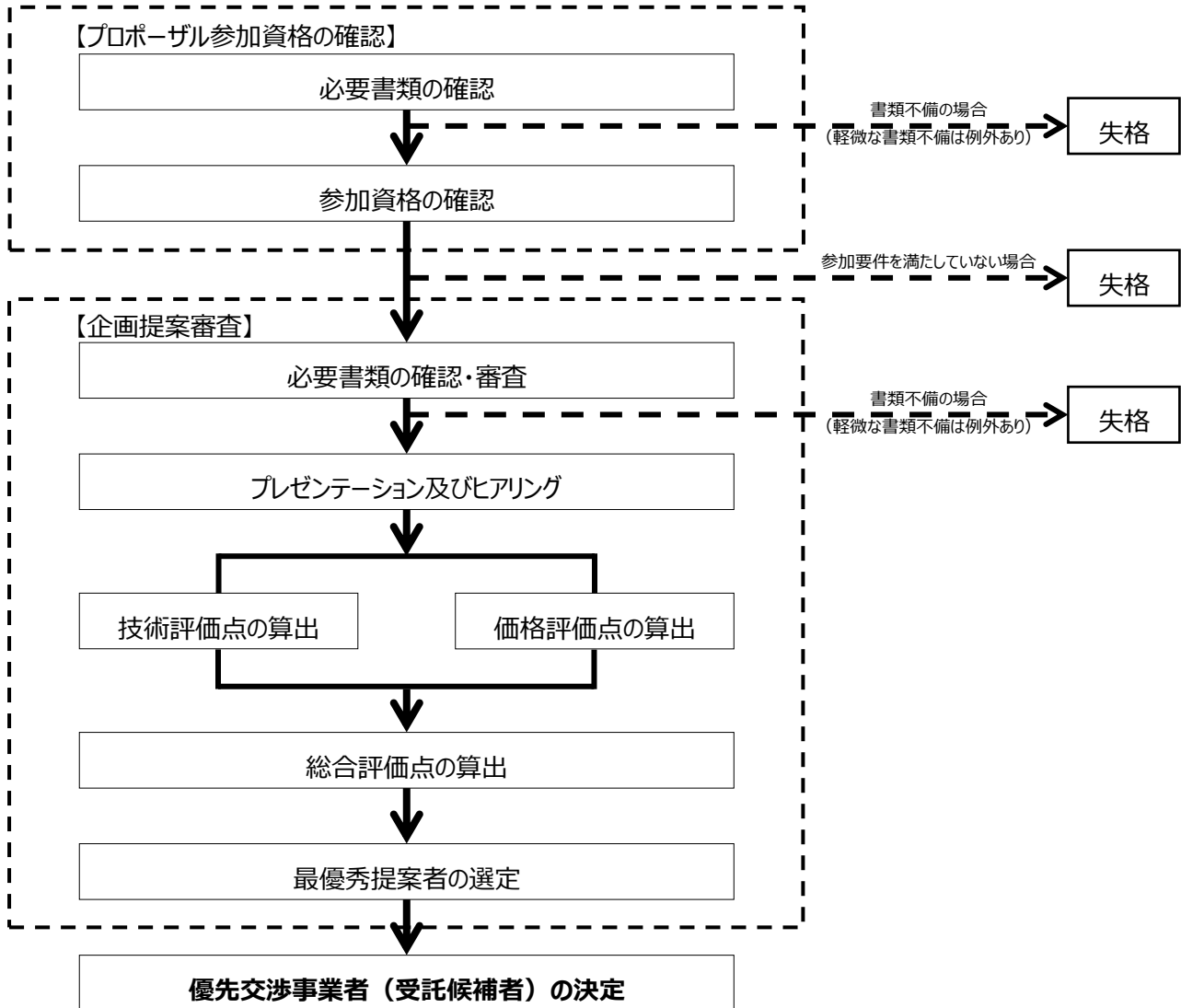
1. 審査方法	4
1.1 審査方式	4
1.2 委員会の設置	5
2. 審査内容	5
2.1 プロポーザル参加資格の確認	5
2.1.1 必要書類の確認	5
2.1.2 参加資格の確認	5
2.1.3 企画提案書等の提出	5
2.2 企画提案審査	5
2.2.1 企画提案書類審査	5
2.2.2 企画提案説明審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	5
2.2.3 出席者及び説明者（企画提案説明審査）	5
2.2.4 提案内容審査	5
2.2.5 総合評価点の算出	6
2.2.6 優先交渉事業者及び次点者の選定	6
2.2.7 契約の締結	6
3. 総合評価点の算出方法	6
3.1 配点方針	6
3.2 企画提案その審査項目等	6
3.3 評価点の算出方法	9

# 1. 審査方法

## 1.1 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。

受託者決定のフローは下図に示すとおりである。



## 1.2 委員会の設置

本市は、企画提案書等の審査を実施するため、「奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託事業者選定に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

なお、参加者が、受託候補者の選定前までに、本業務について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

## 2. 審査内容

### 2.1 プロポーザル参加資格の確認

#### 2.1.1 必要書類の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領にて求めた必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

#### 2.1.2 参加資格の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

#### 2.1.3 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件の確認を受けた参加者は、「企画提案審査」を受けるため、公募型プロポーザル実施要領において求めた必要書類をすべて提出するものとする。なお、参加資格要件の確認を受けた参加者のうち、企画提案審査に必要な書類を提出した者を以下、「企画提案者」という。

## 2.2 企画提案審査

### 2.2.1 企画提案書類審査

本市は、企画提案者から提出された企画提案書にて求めた必要書類が全て揃っていることを確認する。委員会は、本評価基準における評価シートに基づき参加資格確認書類及び企画提案書を審査する。

### 2.2.2 企画提案説明審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

企画提案書説明審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（各々30分）を実施し、委員会において企画提案書説明審査の採点を行う。また、企画提案書類審査の評価対象、評価項目については、プレゼンテーション及びヒアリングの実施結果により再度審査を実施し、企画提案説明審査として全項目を評価する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。なお、実施時間、場所等の詳細については後日通知する。

### 2.2.3 出席者及び説明者（企画提案説明審査）

説明者数の上限は8名までとする。プレゼンテーション及び質問に対する回答は配置予定統括監理責任者（副統括監理責任者を配置予定の場合は、配置予定副統括監理責任者を含む。）が主体となって説明すること。必要がある場合に限り、配置予定業務責任者が説明することを認める。なお、参加者である各企業若しくは共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。

### 2.2.4 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容及び参考見積金額について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点及び価格評価点の算出）を行う。

### 2.2.5 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

### 2.2.6 優先交渉事業者及び次点者の選定

委員会は、総合評価点によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

$$\text{評価値} = \text{各委員の総合評価点の平均値}$$

なお、総合評価点が同点で優先交渉事業者が2者以上となったときは、参考見積金額が低い提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。この場合において、参考見積金額が同額であるときは委員会に諮って優先交渉事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。

提案者が1者のみであった場合は、評価値が420点以上であれば優先交渉事業者とする。

### 2.2.7 契約の締結

本市は、優先交渉事業者と選定されたものに見積りを依頼するとともに本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。但し、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と選定されたものと契約交渉を行うものとする。

- ①参加資格等に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ②契約交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- ③その他の理由により本契約の締結が不可能となったとき

## 3. 総合評価点の算出方法

### 3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ540点及び60点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点 (600点)} = \text{技術評価点 (540点)} + \text{価格評価点 (60点)}$$

### 3.2 企画提案その審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、書類による審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は、表1のとおりとする。

表 1 評価項目及び評価の着眼点

審査の評価項目及び評価の着眼点 (判断基準)

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
実施 績 体 及 び	本市及び委託対象地域の精進度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市及び奈良県内での作業拠点、受注実績 (本市実績分を区分し記載すること。)</li> <li>受注実績を踏まえた、本委託対象地域 (地理・地形等) の熟知度及び上下水道施設等の精進度</li> </ul>	9
	実施実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種、類似業務の受託実績の実施件数があるか。</li> <li>過去の受注高 (契約額) の比較 (過去5か年度の推移)</li> <li>受託業務上の技術的特徴 (技術力を要した事項)</li> </ul>	12
	保有する技術者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門分野の技術者の状況</li> <li>本業務に有益な資格の種類とそれを有する技術者数</li> </ul>	9
業務 提 案 内 容	企画提案概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務に関する企画提案について、民間事業者としてノウハウ及び創意工夫等を発揮できる事項を的確に述べられているか。</li> <li>業務に関する知識及び経験が盛り込まれているか。</li> <li>予防保全型維持管理 (都祁・月ヶ瀬地区水道施設点検維持管理業務、東部地域終末処理場等運転管理業務、計画的維持管理業務、日常的維持管理業務、計画的改築業務) 及び維持管理に係るICTシステム構築検証業務の基本的な考え方が備わっているか。</li> </ul>	24
	業務実施体制 (配置人数、保有機材)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画 (平日、休日、夜間、緊急時の各体制) が適切かつ実務的に提案されているか。</li> <li>従事する労働者の適正な労働条件の確保について、十分配慮しているか。</li> <li>再委託先等に関して、適切な実施体制を構築しているか。</li> <li>作業を担当する企業 (構成員含む) が保有する機材・車両等を写真において確認できるか。</li> <li>配置予定統括責任者は受託実績を含めてマネジメント力を有する知識と経験等を有しているか。</li> <li>配置予定統括責任者が相応かつ迅速な意思決定ができる実施体制等となっているか。</li> </ul>	48
	担当予定技術者の資格・ 経験及び配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な資格者の考え方とその配置計画を的確に記載しているか。</li> <li>従業者の研修・教育訓練等によるスキルアップ及び異動への対応についての考え方が述べているか。</li> </ul>	18
	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種、類似業務の受託実績から、業務実施に当たっての創意工夫及び他の民間事業者より優れた技術力の発揮を述べているか。</li> </ul>	18
	セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務のセルフモニタリングについて、適切かつ実務的な内容となっているか。</li> <li>セルフモニタリングの実施体制が要求水準を確保するために、的確かつ合理的に述べているか。</li> </ul>	24
	業務全般における実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種業務の要求事項に対する考え方を含めて、効率的かつ確実な実施方法を具体的に述べているか。</li> <li>要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切かつ合理的なものになっているか。</li> <li>各業務一体管理による利点を生かした有効な提案及び課題 (弱点) を克服する提案を具体的に述べているか。</li> <li>要求事項に対し、予防保全型の観点から要求水準に達しない場合の対策や対応について考え方を記述しているか。</li> <li>点検調査及び緊急度判定を踏まえ、改築事業に対する効率的・効果的な更生工法等の提案ができているか。</li> </ul>	42
	統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括的管理業務の位置付け、役割及び効果等について、的確かつ実務的に述べているか。</li> <li>本業務全体の統括的な施工管理及び工程管理について、的確かつ実務的に述べているか。</li> <li>業務計画書及び業務報告書の書式及び記載方法について、熟知したうえで実施計画を適切かつ的確に述べているか。</li> <li>業務計画書及び業務報告書を作成し、適時に報告できる体制等を構築しているか。</li> </ul>	39
	都祁・月ヶ瀬地区水道施設 点検維持管理業務 (上水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的かつ効果的な点検維持管理が行われる実施計画となっているか。</li> <li>事故、緊急時における人員等の配備体制が適切に計画されているか。</li> <li>施設運用について、効率的かつ安定的な維持管理計画が提案されているか。</li> <li>本業務に基づくデータ収集やマニュアル整備に関する計画が提案されているか。</li> </ul>	36

業務提案内容	<p>終末処理場等運転管理業務 (下水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ効果的な点検維持管理が行われるか実施計画となっているか。</li> <li>・事故、緊急時における人員等の配備体制が適切に計画されているか。</li> <li>・施設運用について、効率的かつ安定的な維持管理計画が提案されているか。</li> <li>・放流水質基準を遵守するための計画策定がされているか。</li> </ul>	36
	<p>計画的維持管理業務 (下水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ効果的な巡視点検、管口カメラ調査、管路内目視調査が行われる実施計画となっているか。</li> <li>・現場状況に応じて、迅速かつ臨機に調査方法変更等の対応が可能な体制になっているか。</li> <li>・異常箇所及び不具合箇所の早期発見に対処する計画となっているか。</li> <li>・本業務に関するデータベース等の管理・分析能力を有しているか。</li> </ul>	36
	<p>日常的維持管理業務 (下水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故、住民情報等に対する対応が迅速かつ円満な対応であるか。</li> <li>・苦情の窓口が受託者であることを十分に理解し、住民に対するPR活動の手法についての的確に述べられているか。</li> <li>・災害時、緊急時における人員、資機材の確保計画がされているか。</li> <li>・災害時において下水道機能の継続・早期復旧の為に担う役割について具体的に述べられているか。</li> <li>・本業務に関するデータベース等の管理・分析能力を有しているか。</li> </ul>	45
	<p>計画的改築業務 (下水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場状況・条件に適合した更生工法の施工方法等が提案されているか。</li> <li>・改築業務の設計から施工まで、現場状況及び施工規模に応じた円滑な業務遂行が可能となる体制等を構築する実施計画となっているか。</li> <li>・業務上の安全管理及び労働安全衛生について、的確かつ実務的に述べているか。</li> </ul>	18
	<p>維持管理における ICTシステム構築検証業務 (上下水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用が効果的に実現できるような実施計画となっているか。</li> <li>・ICT活用にあたっての課題整理方法とアプローチ方法等が具体的に示されているか。</li> <li>・ICT導入にあたっての検証や評価方法が示され、かつ段階的導入が可能な計画となっているか。</li> </ul>	18
	<p>危機管理・安全対策の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常時・緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か。</li> <li>・現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。</li> </ul>	18
	<p>地域貢献に関する提案 (社会貢献を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業との連携及び協力（本業務への参画を含む）並びに地域の人材の活用（地域住民の雇用を含む）を考慮した提案を的確かつ具体的に述べているか。</li> <li>・地域（地域住民を含む）等の連携及び協働に並びに地域活性化への取組等の提案が的確かつ具体的に述べられているか。</li> </ul>	18
	<p>追加提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容の着眼点が的確に示されているか。</li> <li>・提案内容に現実性、説得力があり、本市に適合したものであるか。</li> <li>・新たな発想に基づく提案であり、本市に適合したものであるか。</li> <li>・上下水道施設の包括的維持管理における今後の官と民のそれぞれの役割と責任のあり方について具体的に提案されているか。</li> <li>・業務内容を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか。</li> <li>・本業務を通じて、本市の上下水道事業の健全な経営、効率的な維持管理に資する支援は可能か。</li> <li>・その他、本業務を実施するにあたり、有効な提案をしているか。</li> </ul>	42
プレゼンテーション力	<p>技術者の専門的技術力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績として挙げた業務の担当分野に中心的、主体的に参画したことが伺えるか。</li> <li>・上下水道施設の維持管理や予防保全に関する知識が十分か。</li> </ul>	12
	<p>取組姿勢・コミュニケーション力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の上下水道施設の現状の認識や本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か。</li> <li>・提案説明や質問に対する応答が、適正になされているか。</li> </ul>	18
コスト	<p>参考見積金額の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト縮減に努力しているか。</li> <li>・<math>\text{配点} \times \text{最低見積金額} \div \text{見積金額}</math></li> </ul>	60
総合評価合計			600



### 3.3 評価点の算出方法

評価点の得点化方法を表2に示す。4段階評価により、審査項目別に得点を算出し、その合計点を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求める。

表 2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、優れている。	配点×1
B	当該審査項目について、やや優れている。	配点×2/3
C	当該審査項目について、水準を満たしている。	配点×1/3
D	当該審査項目について、水準を満たしていない。	配点×0

ただし、審査項目のうち「参考見積価格」は消費税及び地方消費税を含まない価格で以下により得点化する。

- ①企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超える参加者の価格評価点は0点とする。
- ②参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格以下のうち、最低の参加者に配点の満点である60点を価格評価点として付与する。
- ③上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (60点)} \times (\text{最低価格} \div \text{当該参加者の見積価格})$$

(算出例)

Aグループ：見積額 500,000,000円 (最低価格)

$$60点 \times (500,000,000円 / 500,000,000円) = 60点 (満点)$$

Bグループ：見積額 520,000,000円

$$60点 \times (500,000,000円 / 520,000,000円) = 57.7点$$

Cグループ：見積額 535,000,000円

$$60点 \times (500,000,000円 / 535,000,000円) = 56.1点$$